

ロゴマーク使用基準

(目的)

第1条 この基準は、特定非営利活動法人THANKYOU FUND（以下「法人」という）のロゴマークの使用について、必要な基準を定めることを目的とします。

(定義)

第2条 この基準において、次に掲げる各号の用語の意義は以下に定めるとおりとします。

- (1) 正会員 定款第6条第1号に定める「正会員」
- (2) ロゴマーク 別表1に掲げるロゴマーク

(使用できるロゴマーク)

第3条 ロゴマークを使用しようとする正会員が使用できるロゴマークは、原則として別表1に掲げるものとし、次の各号のいずれかに該当する使用は禁ずるものとします。

- (1) ロゴマークの縦横比率を変更、部分的な拡大縮小を行うこと。
- (2) ロゴマークの動き、角度を変更、反転、トリミングを行うこと。
- (3) ロゴマークの配色、線の太さ等を改変すること。
- (4) ロゴマーク内の配置を改変すること。
- (5) ロゴマーク内のロゴのフォントや内容の改変、ロゴの削除を行うこと。
- (6) ロゴマークに他のアイテムを重ねること。
- (7) ロゴマークが目立たなくなるような背景の上に配置すること。

(正会員の使用)

第4条 正会員は、自らこの法人に関する活動を広く広報することや、この法人の正会員として活動に賛同し・支援していることを普及・啓発することを目的として、ロゴマークを使用することができます。ただし、ロゴマークを商業利用や、一般社会の誤解を生む使用方法や法令等に違反する方法で使用することは禁じます。

- 2 正会員は、前項の規定に基づきロゴマークを使用するときは、あらかじめ法人が定める方法により申請し、法人の許可を得なければなりません。
- 3 法人は、前項の規定による申請について必要があると判断したときは、申請した正会員に対し修正や追加書類の提出を求めることができます。
- 4 ロゴマークの使用申請は正会員のみとします。すでに退会された方は申請することはできません。
- 5 前項の規定に関わらず、次の各号のいずれかに該当する者は、正会員であるか否かを問わずロゴマークを使用することができます。
 - (1) プレスリリース、取材等で法人に使用許可を得た報道機関（報道又は広報の目的で使用する場合に限る）
 - (2) その他法人がその使用を適当と認めた者
- 6 ロゴマークは、使用者が指定するメールアドレス宛に次のデータ形式で提供します。
 - (1) Adobe Illustrator
 - (2) JPEG
 - (3) PNG（背景ホワイト及び透過）
- 7 法人は、使用者がロゴマークを使用した場合、その発行物の提出を求める場合があります。
- 8 法人は、有効期間の満了や認証の取消等により、その地位を失った場合は、ただちに本要領に基づくロゴマークの使用を停止しなければなりません。

(有効期間)

第5条 ロゴマーク使用の有効期間は、正会員である期間とし、退会と同時にその権利は失効します。ただし、正会員であった期間においてすでに発行したものにおいては、引き続き使用を

認める場合があります。

(使用料)

第6条 ロゴマークの使用料は、無償とします。

(使用上の遵守事項)

第7条 使用者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければなりません。

- (1) 申請した内容により使用すること。
- (2) 申請した内容に基づくロゴマークの使用権は、これを譲渡し、又は転貸しないこと。

(使用の是正及び禁止)

第8条 法人は、次の各号に該当すると認めるときは、使用者にその是正を申し入れることができます。

- (1) 第7条に定める規定に反するとき。
 - (2) 法人の品位を傷つけるおそれ、若しくは正しい理解の妨げになるおそれのあるとき。
 - (3) 法令に違反し、又は公序良俗に反するおそれのあるとき。
 - (4) 特定の政治家等の個人、政党若しくは宗教団体を支援するものであるとき、又はこれらを支援若しくは公認しているような誤解を与えるおそれのあるとき。
 - (5) その他、法人が公益上の観点又は著作権管理の観点から使用について不相当と認めるとき。
- 2 法人は、次の各号に該当すると認めるときは、ロゴマークの使用を禁止することができます。
- (1) 前項による申入れを行った後、是正される見込みがないと認めるとき。
 - (2) 前項各号に該当すると認める場合で、緊急を要するとき。
- 3 法人は、前項の規定により、使用を禁止するときは、使用者にメールまたは文書の郵送により通知するものとします。
- 4 法人は前項及び第10条の規定による使用禁止により使用者に生じた損害について、一切の責任を負わないものとします。

(責任の制限)

第9条 使用者が、ロゴマークの使用によって、第三者との間に紛争を生じ損害の賠償又は損失の補償等を求められた場合でも、法人は責任の一切を負わないものとします。

(暴力団排除措置)

第10条 第8条の規定にかかわらず、知事は、使用者が次の各号に該当すると認められた場合は、ロゴマークの使用を禁止することができるものとします。

- (1) 役員等（個人である場合はその者、法人その他の団体にあつては、業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者、相談役、顧問その他の実質的に当該団体の経営に関与している者又は当該団体の業務に係る契約を締結する権限を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴対法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であるとき。
- (2) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与しているとき。
- (4) 役員等が暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
- (5) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

(補則)

第11条 この基準は、通知なく改訂される場合があります。改訂内容については、法人ホームページ等で告知します。

(附則)

この基準は令和4年4月1日より施行します。

別表1 (第2条、第3条関係)

フルカラー	モノクロ
	
<p>カラーコード ピンク部分：#E94F63 グレー部分：#595757</p>	